



# 月刊 千葉労働

国鉄千葉動力車労働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号 (動力車会館)

電話 (鉄電) 千葉 2935・2939 番  
(公) 043(222)7207 番

973 18 No. 4565

## 「新F21=貨物6千人体制」粉砕！

# 3・19ストを闘いぬこう！

## 貨物協議会 第六回総会開催

貨物協議会第六回総会が、三月十三日十八時より佐倉機関区において佐倉・新小岩両支部から五十名の組合員の参加のもとに開催され、佐倉機関区廃止強行を初めとした「九七・三ダイ改」や九七春闘を三・一九ストライキで闘うとともに、「新フレイト21＝貨物六千人体制」粉砕にむけて新たな闘いに総決起することを確認した。

総会は田中副議長(佐倉)の「基地統廃合を闘いつつ今日をむかえた、この総会から新たな決起を確認しよう」という開会のことばで始まった。

つづいて柴崎議長(新小岩)から「この数年貨物のかかえる問題を追及してきたが、残念ながら佐倉機関区の廃止に到ってしまった。三・二二ダイ改から『新フレイト21＝六千人体制』へと続くが、佐倉の廃止はその第一歩、分割・民営化によって生み出された大合理化は断じて許せない。分割・民営化は破綻している、今度の春闘でも会社は百億円の赤字をあげ、構造問題の解決には自助努力しかないといっているがいまさら冗談で

はない。賃金格差の強制に労働者をたたきこむことは許されない。貨物の労働者はより団結をうち固め闘おう」と力強い訴えのあいさつを受けた。

本部布施副委員長は「明日会社より内命がでる、各自にいろいろ思うことはあると思う。もろもろの悔しさを労働者として今後どう生き方に反映させていくのか。貨物問題はJR十年目の総括評価のなかで「基本問題懇談会」が出来ることで大きくかわろうとしている。団結を守って労働条件を守ること、全体で議論を深め皆の認識を一致させて闘っていく」と全体の総決起の闘いの重要性と、三・一九ストの意義、今後の貨物職場の展望などを提起した。その後清水事務長(佐倉)より経過と方針の提起ののち質疑に入り、討論ののち拍手で議事を確認した。最後に柴崎議長の団結カンパニーで総会は終了し、三・一九ストを闘うなかから新たな組織体制を確立し、「新フレイト21＝貨物六千人体制」粉砕にむけて総決起していくことを確認した。

- 一三・一九スト拠点・対象者
  - (一) 幕張電車区の全組合員。
  - (二) 新小岩・佐倉機関区の地上勤務者。
  - (三) スト当日は、全組合員を対象に、時間外・休日労働、所定以外の業務は一切行わない。
- ★勤務以外の全組合員は、一三時市民会館に集合

### 弾劾されるべきはJR当局だ！

### 90-3スト損賠公判(3月14日)

三月一四日、千葉地方裁判所において、「九〇・三スト損害賠償公判」の会社側・伊藤嘉道証人(当時、本社人事部勤務課長代理)に対する会社側主尋問が行なわれた。

一〇時三〇分からの主尋問で伊藤証人は、本件で動労千葉がストを繰り上げたきっかけとなった本部役員の構内立ち入り拒否や休養室からの組合員の排除の問題、労働協約の争議条項等に関する証言を行なった。

「地労委命令不履行には一言半句も触れず

しかし、直接の問題であるJR不採用の地労委命令を会社が履行しないことについては、一言半句も触れないという全く不当な証言であった。

そもそも本件ストは、清算事業団三年目の解雇直前という状況で、労働委員会から出された命令の履行を求めたものであり、その命令を無視して採用を拒否すること自体、到底許せるものではない。

しかも、スト前日には千葉運転区での本部役員の構内立入拒否、津田沼では組合事務所のみをフェンスで囲うというスト破壊攻撃を行なってきたことに対して、ストを防衛するためには戦術を拡大したのであり、弾劾されるべきはJR当局自身である。

次回公判(七月四日、一〇時三〇分より)では、組合側からの反対尋問を行なう予定となっている。ストの正当性を実証するために、傍聴に結集しよう。